平成２６年度交付金使途の留意事項について

＜はじめに＞

〇当対策交付金は、事業の実施要領に基づき、各組織が取り組む活動に対し助成するもので、活動のための施設整備を目的とするものではありません。

〇従って、交付金の仕途は、活動に対する日当や交通費、活動に必要な最小限の物品・道具類、活動に付随する事務処理の費用などで、所属する団体や組織のいわゆる管理費に充てることはできません。

〇また、資機材の整備なども、客観的に見て活動の規模や内容に見合う規格で、１／２を負担するのだからといって、他の用途も見据えるような規格等の拡大は考えないでください。

＜Ｈ２６年度の交付金の交付について＞

〇国への交付金申請は第１回目の期限が５月９日とされましたので、地域協議会では４月２５日の総会を経て申請することとしています。しかし、交付金がいつ交付されるかといった情報を現時点では得ていません。このため、４月より事業を着手する場合は、昨年同様、借り入れ等によりしのいでいただくほかありません。

〇なお、借り入れなどをする場合は、借り入れる資金を口座に入金し、組織の金銭の出納は、必ずこの口座を経由するようお願いいたします。

＜日当などの支払いについて＞

〇組織員などの活動に対する日当は、活動日、時間、活動内容、氏名などを整理した日報を根拠として支払うようにしてください。

〇支払額の算定基準は、あらかじめ各組織で作成し決定しておいてください。併せて組織員の活動交通費なども、基準を決めておくことが望ましいと考えます。

＜交通費などの支払いについて＞

〇当事業で認める交通費は、組織員の活動にかかる移動経費として認められるもので、自宅あるいは事務所から活動場所までの区間になります。

〇依頼した講師の旅費や事務処理での移動経費は交通費とは認められませんので、こうした場合は謝金あるいは日当に加味した支払額とすることが望ましいと考えます。

＜活動の一部委託について＞

〇活動の一部を委託する場合は、委託先より、作業内容が明確となる見積書と請書等の契約書類を受け、領収書とともに整理しておいてください。

＜おわりに＞

〇当事業は活動経過とその成果が求められますので、保全活動でも利用活動にしても、活動を証明する写真、そして活動現場には、目で見て分かる結果を残す必要があります。この点にしっかりと留意して、活動に取り組まれるようお願いします。

平成２６年４月２２日

 北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会事務局